

# 第25回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年6月28日(火) 午後4時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年6月28日(火) 午後4時00分
2. 閉会時間 令和4年6月28日(火) 午後4時33分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	<del>2</del>	<del>坂本 文子</del>	3	鳥田 誠吾
<del>4</del>	<del>佐藤 幸平</del>	5	西森 博昭	<del>6</del>	<del>片山 定幸</del>
<del>7</del>	<del>大川 徳昭</del>	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	<del>18</del>	<del>森 誠</del>
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	坂本 文子	4	佐藤 幸平	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	18	森 誠		

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
中央	馬場 喜一	三会	林田 了星	高野	吉田 和久

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 新規就農者について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後4時00分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第25回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、2番 坂本 文子 委員、4番 佐藤 幸平 委員、6番 片山 定幸 委員、7番 大川 徳昭 委員、18番 森 誠 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。また、17番 廣瀬 光徳 委員は少し遅れるとの連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、9番 大町 信広 委員、10番 吉田 徳成 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、9件 21筆 14, 167平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、3件 7筆 12, 849平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は5ページ、届出者の2名は記載のとおりで、のちほど上程する農地法第3条による農地を貸借し、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番、2番及び3番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番、2番及び3番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、畑 6筆 2,005.11平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

2番の借人及び貸人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、畑 3筆 1,875.91平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

3番の借人及び貸人は、議案集6ページ3番に記載のとおりで、畑 1筆 2,026平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,907.02平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、消毒噴霧機 1台、マルチャー 1台、トラック2台、管理機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から3番について報告します。借受人は、親元で1年間農業に従事し、今回、独立して新規就農されます。

父の指導のもと、白菜、ブロッコリー、スイートコーン、レタスを作付する計画です。申請地までは、自宅から車で10分以内であり 問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番、2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の4番、5番、6番及び7番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の4番、5番、6番及び7番について説明します。

4番の借人及び貸人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 821平方メートルを使用貸借による権利設定するための申請です。

5番の借人及び貸人は、議案集7ページ5番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 350平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

6番の借人及び貸人は、議案集7ページ6番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 018平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

7番の借人及び貸人は、議案集7ページ7番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 032平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、5, 221平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、動力噴霧機 1台、マルチャー 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の4番から7番について報告します。借受人は、実家の農業に従事していた夫と新規就農されます。

借受人の弟の指導のもと、ほうれん草、ブロッコリー、落花生を作付する計画です。

申請地までは、自宅から車で5分以内であり、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番、5番、6番及び7番について、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地 456平方メートルに木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は申請人所有の農地、東側は道路、南側は水路、西側は申請人所有の農地となっております。

盛土造成し、雨水は溜枡を設置し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地 251平方メートルを譲り受け、園庭用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は水路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお  
願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご  
意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と  
認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求  
めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、申請地 1, 718平方メートルを譲り受  
け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は水路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく  
お願いします。

議長 (会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご  
意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と  
認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで、申請地 1, 407平方メートルを譲り受  
け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側は水路、東側は農地、南側は転用許可申請地、西側は宅地となっており  
ます。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく  
お願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご  
意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と  
認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、4番に記載のとおりで、申請地 17平方メートルを譲り受け、宅  
地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は雑種地、西側は宅地となっております。

盛土造成し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集9ページ、5番に記載のとおりで、申請地 498平方メートルを借り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流されており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成12年12月12日から、隣接地と共に宅地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は申請人所有の宅地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。  
次に、第4号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ2番に記載のとおりで、申請地は平成4年月日不詳頃から、堆肥舎として利用されており、平成30年月日不詳頃から、農業用資材置場として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は水路となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとする

ものであります。

利用権設定については、議案集11ページから15ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 10件 27筆 24,829㎡

耕作権の再設定 9件 38筆 32,649㎡

合 計 19件 65筆 57,478㎡ です。

以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の16ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、27筆、29,214平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、9名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。  
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。  
……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長）

以上で、第25回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第25回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時 33分